

保育施設長様

世田谷区子ども・若者部
保育認定・調整課長 松岡 敏幸

認可外保育施設における感染症発生時の報告について（依頼）

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

事故報告の取扱いのうち、**感染症が発生した場合の報告**について、下記の通り依頼いたします。
感染症拡大防止対策を図る為、感染症を疑う同一の症状の園児等が複数発生した場合は、ご報告をいただきますよう、ご協力お願いいたします。

記

1 報告基準

（1）麻しん、風しん、結核、腸管出血性大腸菌感染症、アタマジラミの場合

感染者が 1 名でも発生した場合

（2）上記以外の疾患の場合

次のいずれかに該当する場合（病原体は確定していなくてもよい）

- ① 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる者死亡者又は重症患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
- ② 同一感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上、または全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合でも通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が必要と認めた場合

2 報告方法

【アタマジラミ以外の場合】

（1）保育認定・調整課への電話報告（第一報）

保育認定・調整課 認可外保育施設担当（03-5432-2224）に電話（第一報）いただき、感染者の人数、症状、対応及び発生状況等を報告ください。

※後に保育課保育育成支援担当または保健所より状況確認の連絡が入る場合があります。

（2）保育認定・調整課への事故報告書提出

発生後、1 か月以内に**別添 1**「事故報告書（区指定様式）」を、郵送でご提出ください。

（3）感染症対策課への感染症発生報告 ※麻しん、風しん、結核、腸管出血性大腸菌感染症の場合は不要

- ①電子申請（学校等欠席者・感染症情報収集システム未加入園）

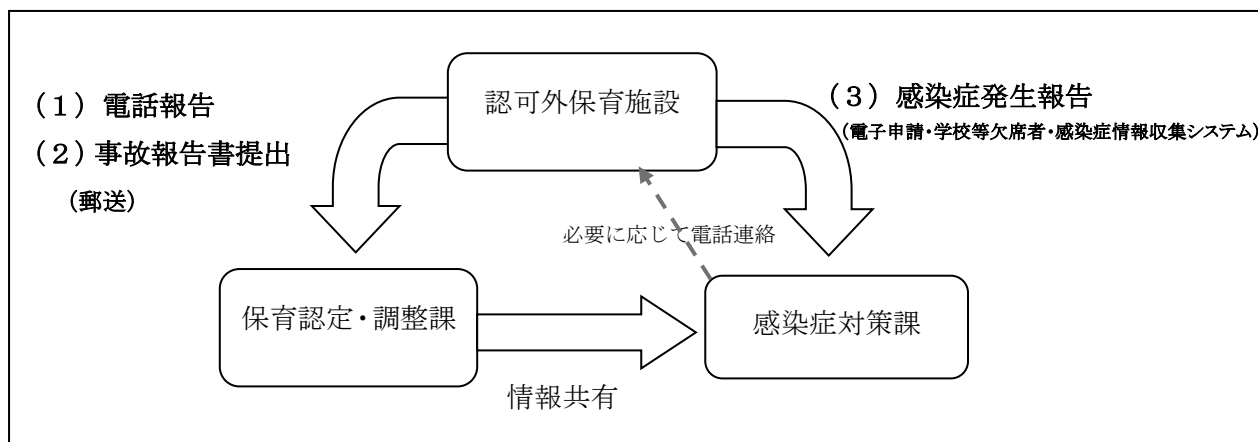
世田谷区ホームページ → 感染症集団発生報告について（ページ番号：3152）より該当の疾患のページにアクセスしてください。申請フォーム URL が記載されています。

②学校等欠席者・感染症情報収集システム加入園

日々の情報入力に加えて、システムのコメント欄に以下の内容を入力してください。

疾患名	入力内容
感染性胃腸炎	① 新規症状発生者人数（クラス別） ② 施設内で嘔吐や下痢をした場所、場面 ③ 発生者が調理職員の場合はその旨 ④ その他、特記事項
上記以外の感染症	① 新規症状発生者人数（クラス別） ② その他、特記事項

< 報告の流れ >



【アタマジラミの場合】

感染した児童を発見した場合、世田谷保健所 生活保健課環境衛生施設係（電話：03-5432-2904）に①発生日 ②年齢 ③人数を電話報告してください。その他、対応の詳細等については、**別添2**「小学校、幼稚園、保育園等におけるアタマジラミ感染の防止対策について」をご確認ください。

3 その他

学校等欠席者・感染症情報収集システムの詳細については、**別添3**「学校等欠席者・感染症情報収集システム」について（加入ご案内）」をご確認ください。追加の申込みも可能ですので、希望される場合は、保育課（03-5432-2319）へご連絡ください。

※現在は、申込みから運用開始まで1～2か月かかる見込みです。

※施設の預かり形態によっては（開所日が日曜日・祝日・長期休み（夏休み、冬休み等）のみ等）、当該システムの登録対象外となることもございますのでご承知おきください。

担当：世田谷区子ども・若者部

保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話：03-5432-2224